

開発行為又は建築等に関する証明書交付申請（60 条証明）について

1 開発行為又は建築等に関する証明書について

建築基準法の規定による建築確認を受けようとする場合、その計画が都市計画法に適合していることを都市計画法施行規則第 60 条に基づき証明する書類です。

証明書の要否については、建築確認機関（建築主事）に確認してください。

2 提出する書類

- ☐ 開発行為又は建築等に関する証明書交付申請書
- ☐ 委任状（本人以外が申請書等を提出する場合）
- ☐ 建築確認申請書第 1 面～第 5 面
- ☐ 公図の写し
- ☐ 土地建物の登記簿謄本の写し
- ☐ 位置図
- ☐ 案内図（付近見取図）
- ☐ 敷地、建築物の求積図
- ☐ 建築物の配置図、平面図、立面図
- ☐ 現況写真
- ☐ その他、個別案件の内容に応じ市長が必要と認める図書

3 提出部数と手数料

- ☐ 提出部数 正副各 1 部ずつ（副本を証明書として交付いたします）
- ☐ 手 数 料 470 円（現金）

※ 必要書類が提出された時点で納付書を発行いたします。お支払後、領収書を提示してください。

○都市計画法施行規則

（開発行為又は建築に関する証明書等の交付）

第 60 条 建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 6 条の 2 第 1 項（同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条、第 43 条第 1 項又は第 53 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事（指定都市等における場合にあつては当該指定都市等の長とし、指定都市等以外の市における場合（法第 53 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を求める場合に限る。）にあつては当該市の長とし、法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条又は第 43 条第 1 項の事務が地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により市町村が処理することとされている場合又は法第 86 条の規定により港務局の長に委任されている場合にあつては当該市町村の長又は港務局の長とする。）に求めることができる。